建設工事成績評定の通知に関する規程

（目的）
第１　この規程は、建設工事等成績評定要領により評定した結果（以下「評定点」という。）の通知に関する事項を定めるものとする。

（対象工事）
第２　評定点の通知の対象となる工事は、建設工事成績評定要領第２に規定する工事（以下「対象工事」という。）とする。

（評定点の通知）
第３　本部検査の場合においては、技術・危機管理課長が、事務所検査の場合においては、所長が、評定者から評定書等の提出がなされた後、対象工事の受注者に評定点を速やかに別記様式１及び別表１により通知するものとする。
　ただし、自然災害に起因して災害協定に基づく随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事（以下「応急工事」という。）については、別記様式２及び別表１により通知するものとする。

（説明請求）
第４　第３の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14 日（休日を含む。）以内に別記様式３により、技術・危機管理課長（事務所検査の場合は所長）に評定点等について説明を求めることができるものとする。

（説明請求に対する回答）
第５　技術・危機管理課長（事務所検査の場合は所長）は、第４に規定する説明を求められた場合、速やかに別記様式４により回答するものとする。
２　技術・危機管理課長（事務所検査の場合は所長）は、前項の回答をする場合、建設工事等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
３　前項の建設工事等成績評定評価委員会は、建設工事等成績評定評価委員会設置要領に基づき設置するものとする。

（過去の工事の評定点の請求等）
第６　対象工事の受注者は、技術・危機管理課長（事務所検査の場合は所長）に対し、過去の工事に係る評定点の通知を別記様式５により求めることができるものとする。
２　技術・危機管理課長（事務所検査の場合は所長）は、前項の規定による請求を受けた場合においては、速やかに別記様式６により評定点を通知するものとする。
　ただし、当該対象工事の工事検査（成績評定）書が所定の文書保存期間を経過している場合等においては、その旨を通知するものとする。

附則
この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附則
この規程は、令和７年７月２２日から施行する。

附則
この規程は、令和７年１１月１日から施行する。